

服部緑地「みどりのギャラリー」募集要項

<平成30年1月～3月展示分>

『花や木などの植物や公園、自然とのふれあい』をテーマにした作品を募集します。

公園の良質なみどりの中で、あなたの作品を発表してみませんか？

1. 目的

服部緑地では、皆さまの豊かな生活や自己実現、文化創造活動を応援するために、服部緑地「みどりのギャラリー」にて展示・発表するオリジナルの作品を募集いたします。

2. 応募資格

- ・どなたでも応募できます。府内・府外、個人・団体は問いません。
- ・「9. 作品規程」および「10. 展示に関する注意事項」をよくお読みいただきご承諾の上、お申し込みください。

3. 展示作品

- ・募集テーマに合った作品で、オリジナルのものに限ります。
- ・詳しくは、「9. 作品規程」をご確認下さい。

4. 展示期間（最大）

★1月分

【A日程】 平成30年 1月 5日（金）～ 1月15日（月）

【B日程】 平成30年 1月17日（水）～ 1月29日（月）

（※ 休園日は除く。）

★2月分

【A日程】 平成30年 2月 1日(木) ～ 2月14日(水)

【B日程】 平成30年 2月16日(金) ～ 2月28日(水)

(※ 休園日は除く。)

★3月分

【A日程】 平成30年 3月 1日(木) ～ 3月12日(月)

【B日程】 平成30年 3月15日(木) ～ 3月28日(水)

(※ 休園日は除く。)

5. 展示場所・方法等

【展示場所】 服部緑地都市緑化植物園 第3スタジオ

【展示方法】 壁面

【展示可能数】 最大15点



(展示イメージ→)

6. 応募受付期間

★ 1月分 平成29年11月1日(水) ～ 11月30日(木) まで

★ 2月分 平成29年12月1日(金) ～ 12月27日(水) まで

★ 3月分 平成30年 1月4日(木) ～ 1月31日(水) まで

7. 応募方法

所定の応募フォームに必要事項を記入の上、ファックスまたは郵送にて、下記まで送付ください。

【ファックス番号】 06-6866-3624
(※受付時間 9:00~16:00)
【郵送先】 〒561-0872 豊中市寺内1-13-2
服部緑地都市緑化植物園
服部緑地「みどりのギャラリー」係

8. お問い合わせ

【電話】 06-6866-3621 (服部緑地都市緑化植物園)
※時間 10時~16時 (火曜日休園、祝日の場合はその翌日)

9. 作品規程

以下に該当する作品および行為はできませんのでご注意ください。

1. 応募フォームに記載された内容以外の作品。
2. 公序秩序に反する作品。
3. 特定の個人、企業又は団体等を誹謗中傷する内容の作品。
4. 特定の個人、企業又は団体等を支持、支援または勧誘する作品、特定の団体の会員募集を目的とした作品。ただし、管理事務所と覚書を締結したボランティア団体の会員募集については、この限りではありません。
5. 来園者や公園施設に損害や危険を及ぼす恐れのある作品。
6. 非常時や緊急時等に、来園者の安全確保をはじめ公園管理に支障を来すおそれがある作品。
7. その他、管理事務所が適切でないと判断した作品。
8. 展示作品は、オリジナルのものに限ります。また、展示作品について商標登録や特許の侵害など第三者と紛争が起きた場合、管理事務所は

一切の責任を負いません。

9. 営利目的である作品の展示およびそれに付随する物品の販売や寄付集め、その他営業活動は認めません。

10. 展示に関する注意事項

1. 作品は、必ず管理事務所が指定する展示スペースに展示してください。
2. 服部緑地は防災公園であるため、災害発生時は、防災機能を優先し、展示物を移動させる場合があります。
3. 異常気象時など緊急を要する場合も、公園利用者の緊急避難を優先し、移動させる場合があります。
4. 展示者は、展示が認められた展示スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を第三者に売買・譲渡・貸与などすることは認められません。
5. 搬入・搬出時および展示中の作品の監視保全是展示者の費用と責任において行ってください。
6. 展示者は、展示作品を適正に管理し、良好な状態を保つようお願いします。
7. 搬入・搬出時および展示中の作品の破損、汚損、盗難、天災、その他不可抗力とみなされる損害に対して、管理事務所は一切の責任を負いません。
8. 管理事務所は、大阪府または管理事務所の都合により、展示者に作品の移動又は撤去、もしくは展示期間の変更を求める場合があります。ただし、それによって生じた損害は補償いたしかねますのでご了承ください。
9. 搬入・搬出および展示作業に際して、来園者の利用や通行の妨げにならないようにしてください。
10. 搬入・搬出時および展示に要する費用は、展示者の負担でお願いします。
11. 搬入・搬出および展示に際して生じた公園施設・設備・備品等に対する破損、汚損、消失等の損害については、すべて展示者にて補償していただきます。

- 1 2. 展示作品について、来園者とトラブルが起きた場合は、管理事務所はその責を一切負いません。展示者はその費用と責任において、これの解決・処理をお願いします。
- 1 3. 展示期間終了後は、速やかに原状に回復し、管理事務所の確認を受けてください。
- 1 4. 展示に関する器具などを使用する場合は、管理事務所係員の指示に従ってください。展示用吊り下げ器具の耐荷重は5kgです。
- 1 5. 展示案内板をご利用の際は、A2サイズの指定のイーゼルに収まるサイズをお願いします。（縦・横は自由）
- 1 6. その他、管理事務所係員の指示に従ってください。